次なる
茨木へ。

令和元年度版

いバラきの環境（案）

（平成30年度実績報告書）

心がけから行動へ　みんなで創る環境にやさしいまち

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１　平成30(2018)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース ・・・・・・・・・・・・ 4

２　環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況 ・・・・・・・・・・ 6
【いごこちの良い生活環境をたもつ】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
１　健康に過ごすことができる生活環境の保全
２　新たな環境課題への対応
３　快適環境の保全

【バランスのとれた自然環境をつくる】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
１　都市とみどりの共存
２　自然資源の利用の推進
３　生物多様性の保全

【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】 ・・・・・・・・・・・・ 19
１　省エネルギーの実践及び普及啓発
２　再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
３　低炭素な暮らしや事業活動の推進

【きちんと分別で資源の循環をすすめる】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
１　減量化の推進
２　再資源化の推進
３　適正処理の推進

【環境意識・環境教育・環境行動】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

【環境基本計画の推進体制】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

【環境基本計画の進行管理】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

茨木市環境基本条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

環境に関する主な支援制度一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

別添　茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

はじめに

令和元年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の４つの柱に沿った構成としています。

環境像

心がけから行動へ　みんなで創る環境にやさしいまち

基本施策

４つの基本施策を立てており、いずれの施策も人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的な要素としております。

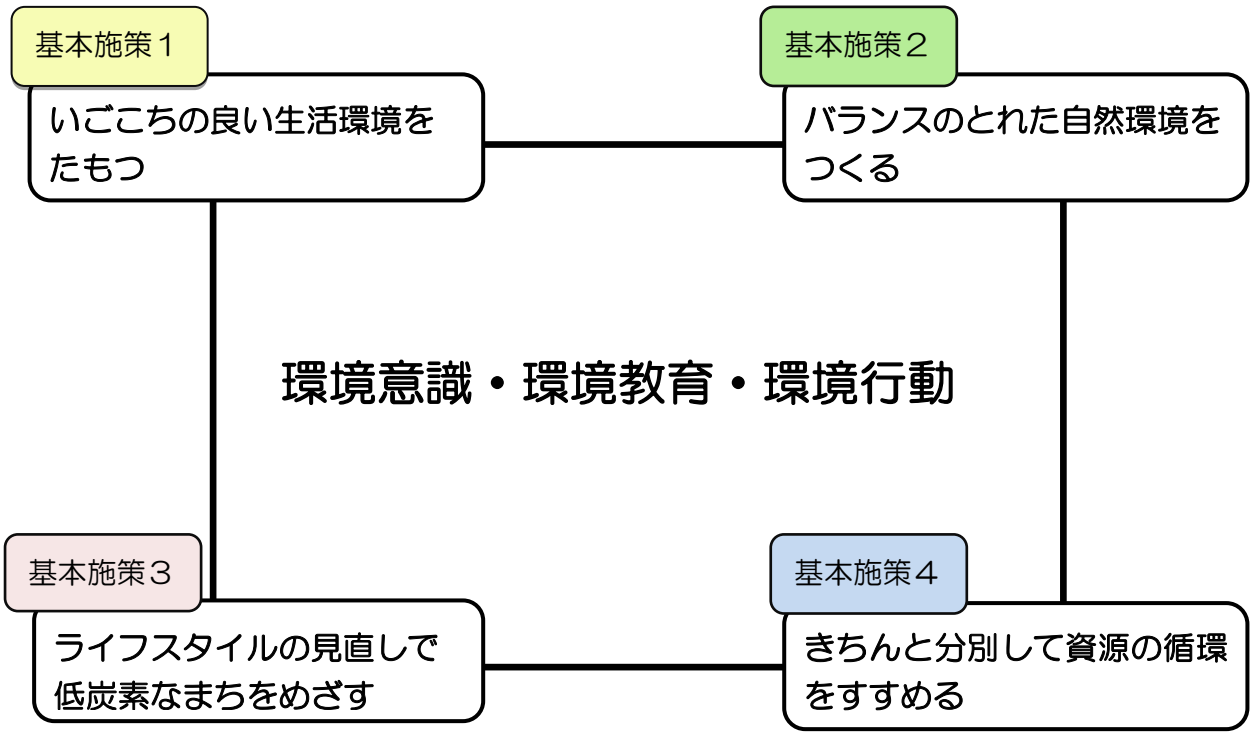

環境基本計画の進行管理（ＰＤＣＡサイクル）

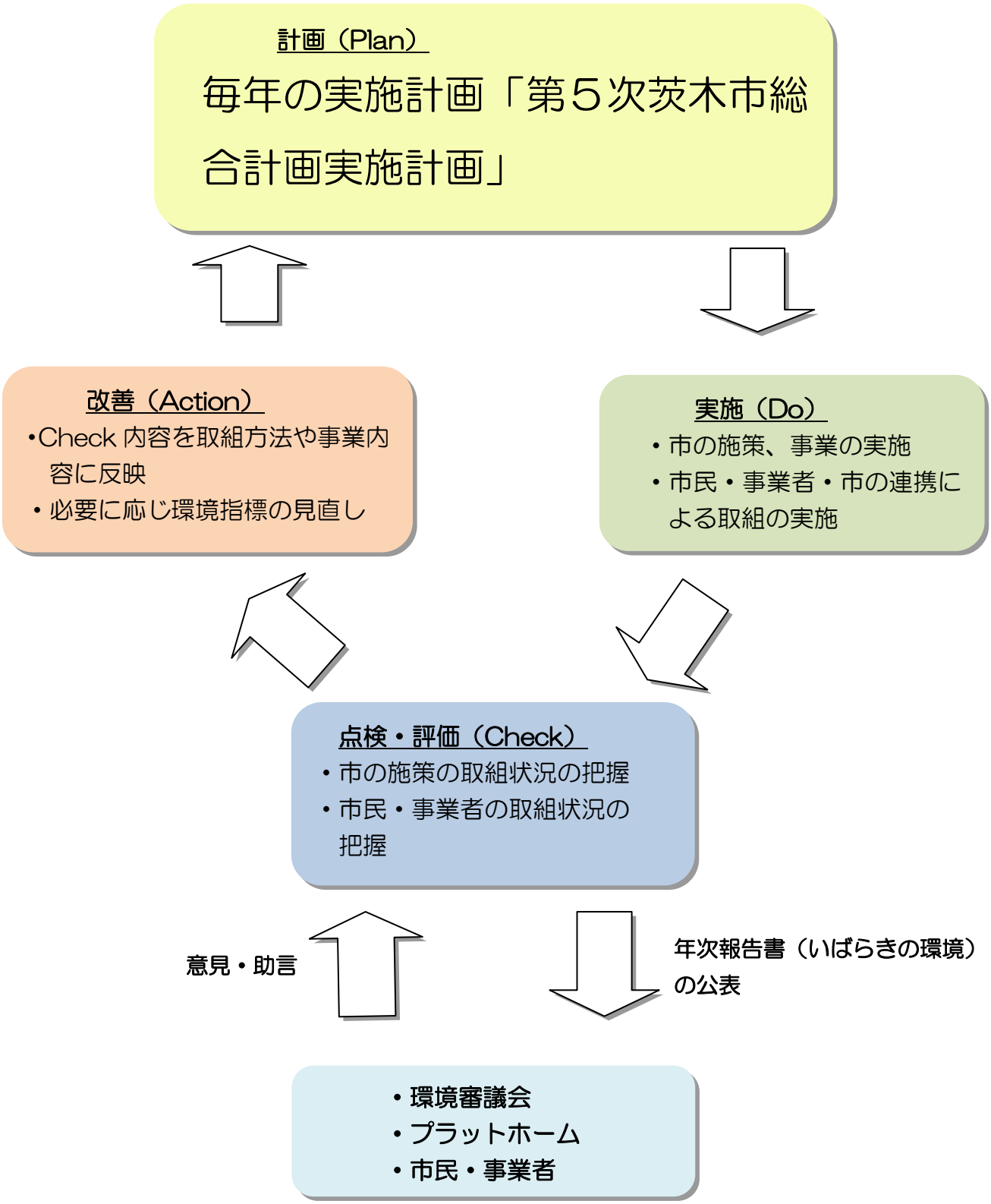

茨木市の全域図

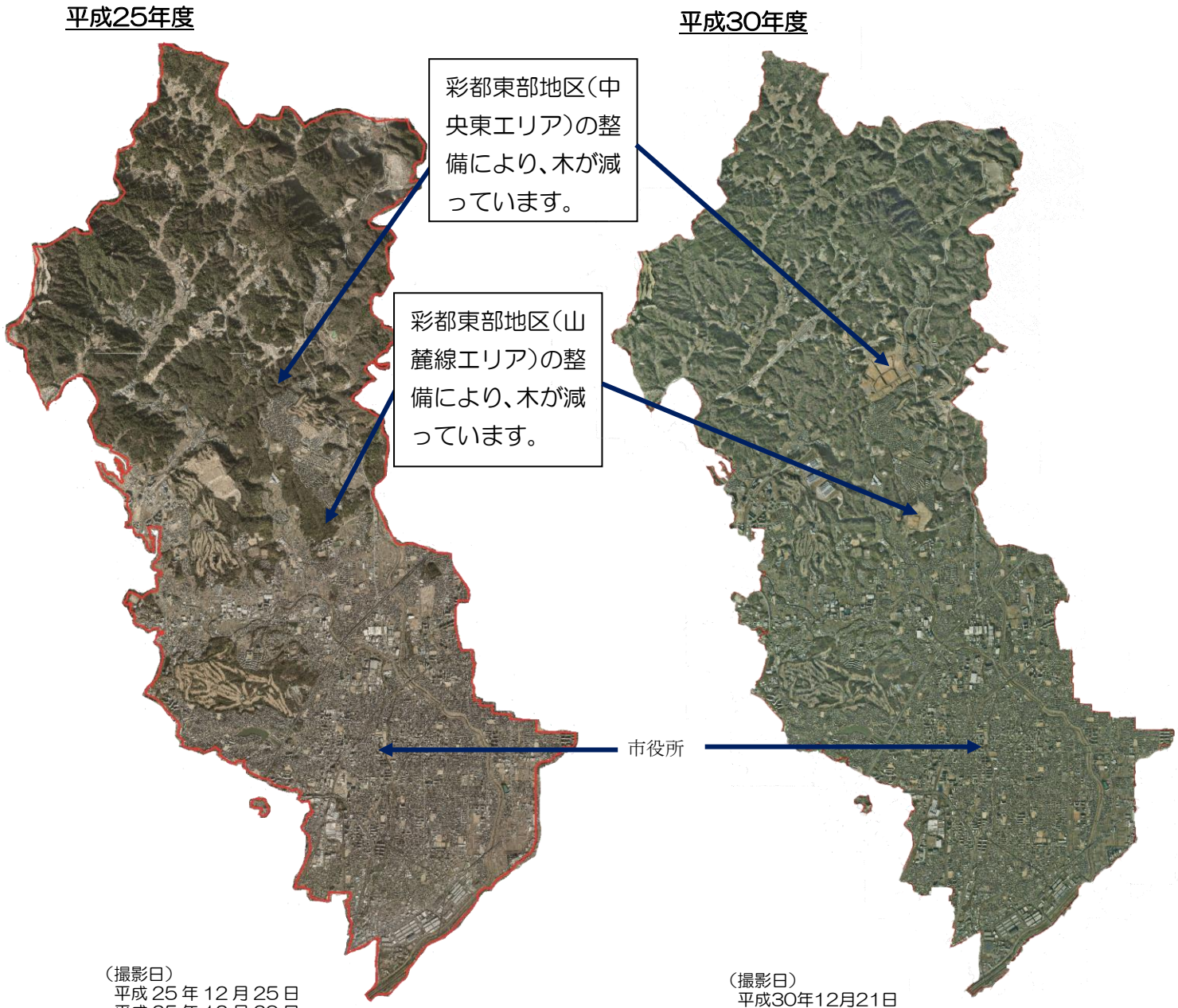
平成25年度
平成30年度
彩都東部地区（中央東エリア）の整備により、木が減っています。
彩都東部地区（山麓線エリア）の整備により、木が減っています。
市役所
（撮影日）
平成25年12月25日
平成25年12月29日
平成25年12月31日
平成26年　1月3日
（撮影日）
平成30年12月21日
平成30年12月25日

1　平成30(2018)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「４つの基本施策」の取組をご紹介します！

い　ごこちの良い生活環境をたもつ

路上喫煙の防止等に関する啓発キャンペーンを実施しました

周りに迷惑をかける路上喫煙の防止と喫煙マナーアップの啓発を行うため、住みよいまちづくり協議会、市内大学生と協働し、市内主要駅周辺で「路上喫煙の防止等に関する啓発キャンペーン」を実施しました。このほかにも消費生活展や環境フェア等のイベントで啓発物品の配布を行い、啓発活動に取り組みました。

・路上喫煙の防止等に関する啓発キャンペーンについて
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/rojokitsuen/1456469458489.html

キャンペーンの様子

バ　ランスのとれた自然環境をつくる

みどりのカーテンの推進

身近に実践できるヒートアイランド対策として、みどりのカーテンを推進しています。みどりのカーテンとは、つる性植物を窓や壁の外側にカーテンのように生育させることで、日差しを和らげたり、葉から出る水蒸気（蒸散作用）で室内の温度上昇を防いだりするものです。

平成30（2018）年度は市民53人、事業者等７団体、市立保育所等６か所、市立幼稚園12園、市立小学校30校、市立中学校13校、学童保育２か所に取り組んでいただきました。

みどりのカーテン

ラ　イフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

エコポイント制度の実施

いばらき環境（エコ）ポイントとは、環境講座への参加や、LED照明器具への交換など、市が指定する環境によい行動をするともらえるポイントのことです。ポイントを貯めると、豪華景品の当たる抽選に応募できます。

平成30（2018）年度は、13か所の協賛事業所から、景品や、行動の機会の提供がありました。抽選には226人の応募がありました。

・エコポイント配布の対象講座一覧表及び景品一覧表について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/tikyuondanka/ibaraki_ecopoint/1469433654154.html

エコポイントチラシ

き　ちんと分別で資源の循環をすすめる

平成 30 年６月からレジ袋無料配布中止を開始

本市を含む北摂７市３町と食品スーパーマーケット９社は「北摂地域におけるマイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を締結し、平成30年６月から各店舗でレジ袋（プラスチックの一種）の無料配布中止を実施しています。

本市のマイバッグ持参率は、実施前の５月は56.1％でしたが、６月は79.2％にまで向上し、10月には同協定の目標値である「マイバッグ持参率80％」を達成しました。

また、平成31年３月には新たに３社と協定を締結し、マイバッグ等の持参促進及びレジ袋削減に向けての取組が協定を結んでいる各店舗で実施されています。

・マイバッグ持参率について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/43061.html

レジ袋の無料配布中止の実施を呼びかけるポスター

2　環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

基本施策１　いごこちの良い生活環境をたもつ
取組方針（１）健康に過ごすことができる生活環境の保全

【目指すまちのすがた】
- 大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- 生活排水が適正に処理されています。

【設定した環境指標の状況】

「一般環境における騒音の環境基準達成率」（1-1）

環境基準達成率は前年度と同じ数値でした。

※一般環境の騒音測定結果の詳細は資料編p41～42に記載しています。

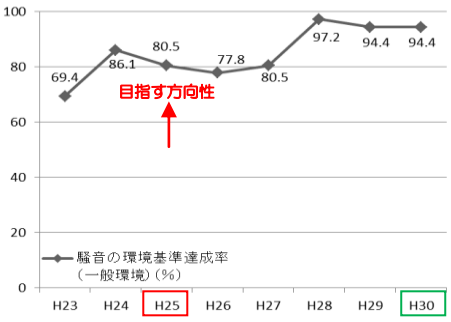

「道路騒音の環境基準達成率」（1-2）

平成30(2018)年度の数値は、一般国道171号、大阪中央環状線、茨木摂津線の、3路線3地点での環境基準達成率です。茨木摂津線については、平成29(2017)年度より、毎年測定する路線に追加しています。

※道路騒音の測定結果の詳細は資料編p43に記載しています。

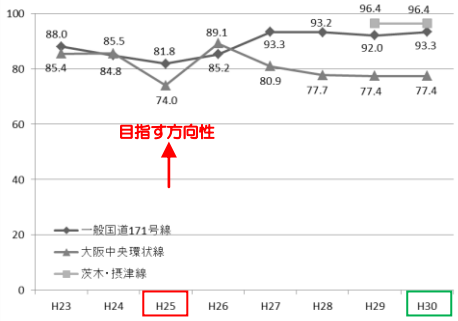

「公害苦情の解決率」（1-3）

寄せられた公害苦情63件のうち、解決に至ったのは56件で解決率は88.8%でした。苦情解決率は概ね例年並みの数値でした。

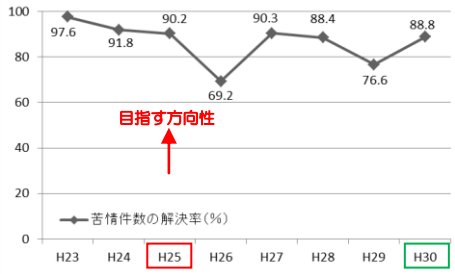

「公共下水道の人口普及率」

市の下水道は、昭和30年代後半の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37年から公共下水道の整備に着手しました。本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、平成30(2018)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.4%となっております。

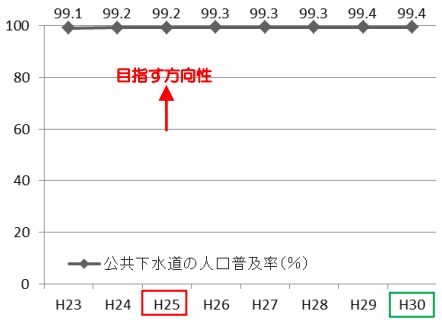

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導（環境政策課）→1-1、1-2、1-3と関連

※以降、各環境指標を目指すべき方向にしていくための取組を紹介する際、上記のように記載する。

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。

市のホームページ
https://www.city.ibaraki.osaka.jp

茨木市大気環境情報
http://www.ibaraki-kankyo.jp/index.php

■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）（下水道総務課）

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所への改造に必要な資金を貸し出す貸付金制度を設けています。

また、水洗便所に改造される際に、１戸１設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。

平成30(2018)年度は助成金の交付を22件行いました。

・水洗便所改造に係る貸付金・助成金について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/sumai/suido/gesuido/1315183263938.html

■合併浄化槽の設置（下水道総務課）

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水とし尿を一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

事業状況は、平成30(2018)年度に2基設置し、累計では199基整備しています。対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪で浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。

浄化槽設置の様子

平成30(2018)年度のいばらきの生活環境について

大気　茨木市役所局　中央卸売市場局　耳原小学校局

二酸化硫黄（日平均値の 2%除外値）
【環境基準】0.04ppm 以下であること等→〇達成

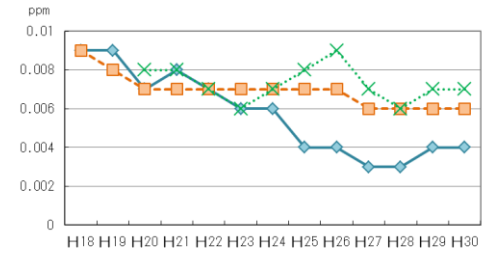

二酸化窒素（日平均値の年間 98%値）
【環境基準】0.06ppm 以下であること等→〇達成

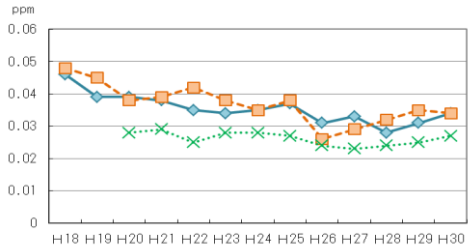

浮遊粒子状物質（日平均値の 2%除外日）
【環境基準】0.10mg/㎥以下であること等→〇達成

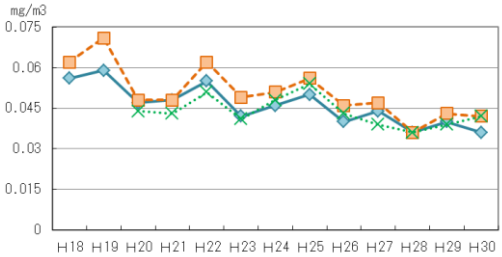

一酸化炭素（日平均値の 2%除外日）
【環境基準】10ppm 以下であること等→〇達成

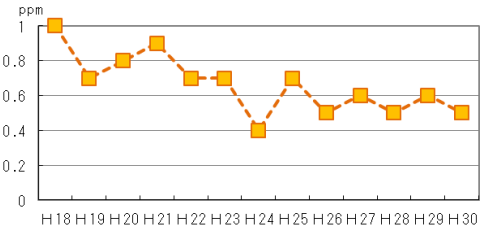

光化学オキシダント（昼間の１時間値の最高値）
【環境基準】0.06ppm 以下に維持すること等→×未達成

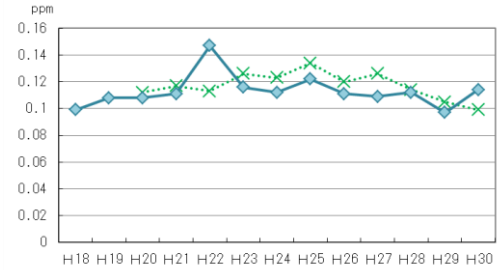

光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」（p3～8）をご覧ください。

水質　中河原橋　安威川合流直前　宮島橋　千歳橋　桑ノ原橋

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）75%の経年変化
【環境基準】2mg/L 以下であること→〇達成

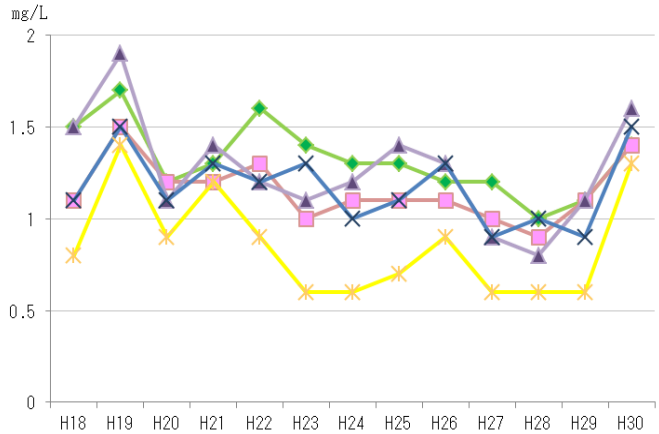

水の汚れ具合を表す目安として「ＢＯＤ（生物化学的酸素要求量）」という指標があります。ＢＯＤとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、ＢＯＤ5mg/L以下です。

市では、観測基準点５地点において、ＢＯＤを含めた水質の常時監視を行っています。ＢＯＤについては、全ての地点において環境基準を達成しています。

基本施策１　いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（２）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた
・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」（2-1）

国で取りまとめを行った最新の数値として、平成29(2017)年度の事業所における化学物質排出量は50ｔでした。平成23年度をピークに減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。

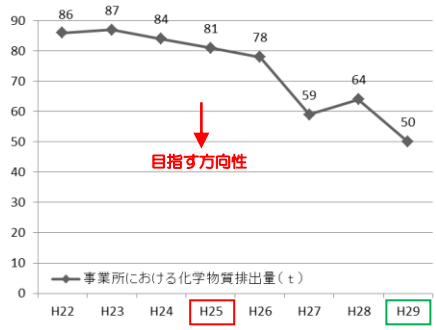

「環境保全協定の締結件数」（2-2）

平成30(2018)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件でした。平成30年度に新たに協定を締結した事業所はありませんでした。

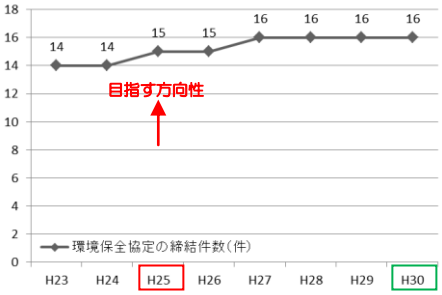

：基準年度　：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ＰＲＴＲ法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策（環境政策課）→2-1、2-2と関連

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR法）に基づき、特定化学物質の環境への排出量等の届出を事業所へ指導し、事業者による化学物質の自主的な管理や削減への取組みが促進するよう助言を行いました。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、定期的に立入調査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行いました。

ライフサイエンスパークのまちなみ

基本施策１　いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（３）快適環境の保全

○目指すまちのすがた
・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

【設定した環境指標の状況】

「路上喫煙率」

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みを継続することで、路上喫煙率は 0.180%と前年度からさらに低く抑えられました。

・路上喫煙禁止地区について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/rojokitsuen/kinsitikusitei.html

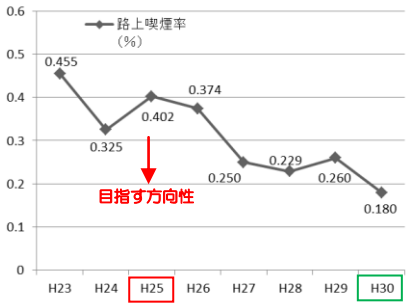

「市内一斉清掃参加者数」

参加自治会が増えたため、市内一斉清掃参加者数が増加したと考えられます。

※年末一斉清掃の参加者数になります。

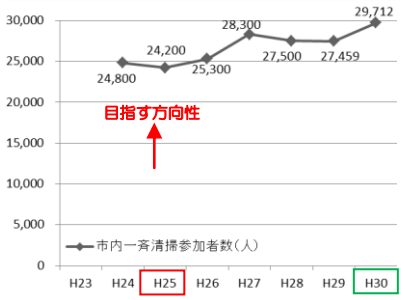

「不法投棄処理件数」

不法投棄禁止の看板設置や啓発を行っています。

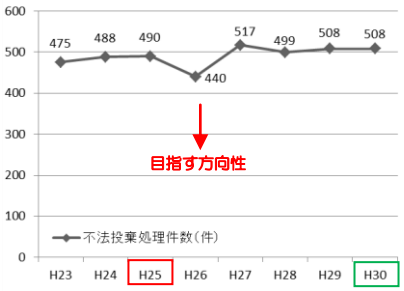

「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」（3-1）

飼い猫を含む補助件数全体では、前年度とほぼ同数でしたが、所有者不明猫に対する補助は前年度の2倍以上に増加しております。また、所有者不明猫の避妊・去勢手術等に取り組む団体は、平成31（2019）年３月現在で19団体の登録があり、地域をあげて積極的に行っています。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。

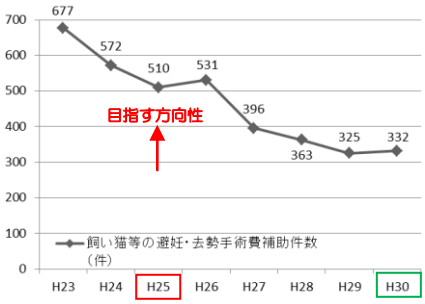

※H27.6 月までは飼い犬を含む

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■動物愛護の推進（市民生活相談課）→3-1と関連

飼い猫等のみだりな繁殖を抑制し、動物愛護についての意識の高揚並びに地域社会に対する迷惑の防止を図るため、猫の飼い主及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して、避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。所有者不明猫活動団体は世話をする猫が避妊・去勢手術を受ける際、同時に耳先をカットし繁殖能力がないことが一目で分かるようにして、捕獲した場所に戻し、地域に不幸な命を増やさず、所有者不明猫が命を全うできるよう、人と動物が安心して暮らしていけるような環境づくりに取り組んでいます。

また、動物愛護週間の啓発行事として「動物愛護展」を開催し、写真パネルの展示や行政収容動物の譲渡についての情報提供などを行いました。

耳のＶ字カット

・所有者不明猫活動団体について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/shoyuushahumei.html

■環境美化活動の推進（資源循環課）

不法屋外広告物やごみ・空き缶等の散乱ごみをなくし、美しいまちづくりを進めるため、茨木市不法屋外広告物等撤去対策協議会と協働し、環境美化活動を行いました。活動内容は、街頭キャンペーン（６月及び９月）、清掃撤去活動（６月）及び市内一斉清掃（６月）で、協議会会員や市職員、各自治会のほか、清掃撤去活動では市内事業所にも広報誌等で参加を募り、今年度は３２事業所の参加協力を得ました。

環境美化活動（街頭キャンペーン）の様子

■ごみの散乱防止（環境事業課）

ごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を行っています。

防鳥ネット

基本施策２　バランスのとれた自然環境をつくる
取組方針（１）都市とみどりの共存

【目指すまちのすがた】
・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

「市街地の公園・緑地面積」

平成30(2018)年度は、新たに中津東公園を利用開始したため、市街地の公園・緑地面積が138.35haになりました。

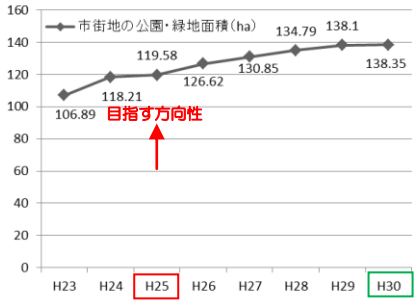

「身近な緑を育む事業参加者数（花と緑の街角づくり推進事業参加者数）」

新たに２団体が活動を開始しましたが、３団体が活動を中止したために事業への参加者が 1,759 人になりました

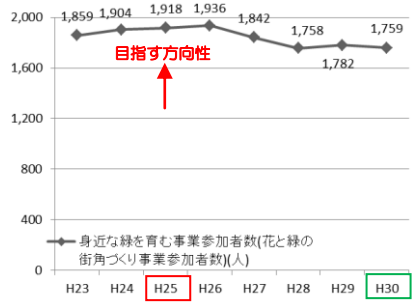

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■親水水路の整備（下水道施設課）

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路や南部地域を流れる島地区せせらぎ水路において、浚渫、清掃など適正な維持管理を実施し、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。

■さくらまつりの実施（公園緑地課）

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。平成30(2018)年度は3月30日から4月7日に開催し、約18,230人の方が来園しました。

さくらまつりの様子

■若園公園バラ園（公園緑地課）

市の花バラが親しまれるように、若園公園に約180品種1,750株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方々が訪れます。

平成30(2018)年度は、春のみどりの月間に抽選でバラ苗木を配布し、夏と冬にはせん定実技講習会を開催しました。

若園公園バラ園

せん定実技講習会の様子

■民有地緑化助成事業（農とみどり推進課）

都市緑化を推進するためには、公共施設だけではなく住宅や事業地等の民有地の緑化に取り組む必要があります。本市では住宅等への生垣設置及び壁面緑化、道路沿いの高木植栽を対象に、その費用の一部を助成し、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。

平成30(2018)年度は1件、1本の接道部高木植栽を実施していただきました。

■安威川河川敷クリーンキャンペーン（下水道施設課）

親しみとうるおいのある水辺空間として広く市民に親しまれている安威川河川敷の環境美化活動を、地域住民と行政が一体となって推進することにより、良好な水辺空間の保全と向上を図っています。平成30(2018)年5月20日に開催し、281人が参加、400kgのごみを撤去しました。

■安威川フェスティバル（北部整備推進課）

安威川ダム周辺の活用と環境保全に向けた取組みを進めている安威川ダムファンづくり会が主催する「安威川フェスティバル2018」を平成30(2018)年10月14日に開催し、子どもから大人までの幅広い年齢層の方々約1,400人にお越しいただきました。

安威川フェスティバル 2018 の様子

■庁舎の屋上緑化（総務課）

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成25(2013)年度に、庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止を図りました。

平成30(2018)年度においては、効果測定を行い、議場内温度と外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で0.7℃程度の断熱効果が、冬期では、0.7℃程度の保温効果があると考えられます。

基本施策２　バランスのとれた自然環境をつくる
取組方針（２）自然資源の利用の推進

【目指すまちのすがた】
・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」

エコ農産物栽培面積が10.4haとなったのは、水稲による栽培が増加したことが要因であると考えられます。

※エコ農産物とは、農薬と化学肥料（チッソ）の使用量を慣行栽培の5割以下にして栽培された農作物です。

※より正確に把握するため、平成25(2013)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

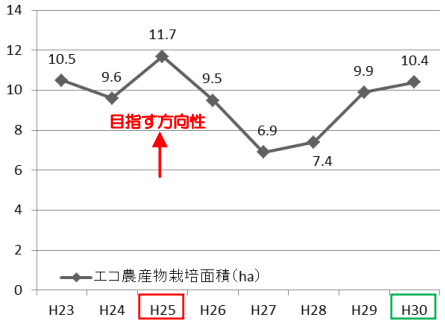

「ふれあい農園区画数」（4-1）

利用者の利用取り消しにより、ふれあい農園利用区画数が217区画（平成30(2018)年3月末日現在）となったため、市ホームページにより随時募集を行っています。

・市が開設したふれあい農園について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/index/citizenfarm_zenihara1.html

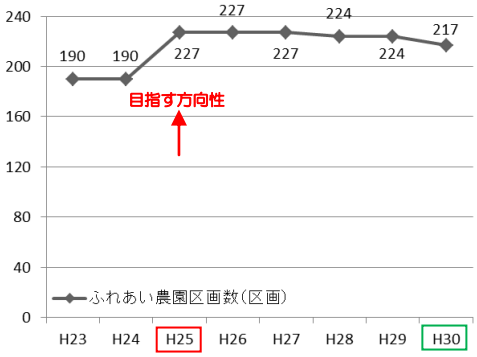

「森林サポーター養成講座参加者数」

定員を25人として募集しています。例年10～20人前後で推移しており、修了された方の多くは、森林保全ボランティア団体に入会され、里山の保全・再生に取り組まれています。

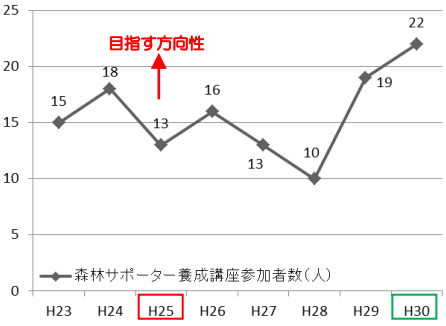

：基準年度　：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■里山センター（農とみどり推進課）

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。

・里山センターについて
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/satoyamasennta/satoyamasenta.html

茨木市里山センター

■農業祭の開催（農とみどり推進課）

市内農林産物等を展示し、都市と農村の交流を図ることで農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業・農村の活性化を図りました。平成30(2018)年度は、11月17日・18日に開催し、約5万人が来場しました。

農業祭の様子

■農業の振興と遊休農地の解消（農とみどり推進課）→4-1と関連

茨木の農業を振興し、また遊休地解消するために集落営農組織の運営支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて農地中間管理機構を活用した遊休農地と担い手のマッチングを行うことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得し、独立・自営就業する方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

■森林整備について（農とみどり推進課）

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対して支援を行っています。

■北部の害獣対策・防除について（農とみどり推進課）

イノシシ・シカによる農作物被害や目撃情報が多く寄せられていることから、実行組合への捕獲檻の貸し出しや猟友会によるくくりわなの設置等により、イノシシ・シカを捕獲しました。また、被害防止のため農業者に対し有害獣防止網設置に対する補助金を交付し、設置の助成を行いました。

・イノシシ対策について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/choju/inoshishi.html

基本施策２　バランスのとれた自然環境をつくる
取組方針（３）生物多様性の保全

【目指すまちのすがた】
・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」（5-1）

小学校での環境教育の機会が増加したほか、茨木市環境教育ボランティアによる自然観察講座を実施したため、生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数が 58 回・2,832 人となりました。

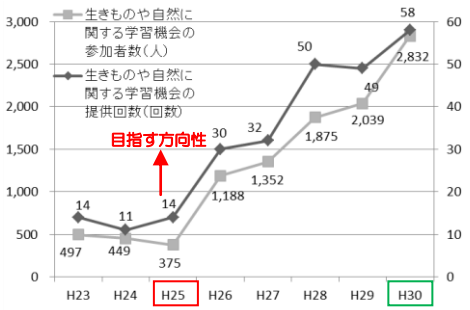

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ホタルの生育できる環境づくり（農とみどり推進課）

都市部における自然回帰として、自然豊かな西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整えたうえでホタルを保護し、ホタルと触れ合う機会を創出することで、自然環境の大切さを啓発しています。これまでは飼育幼虫を放流していましたが、新たな段階として、生息環境の改善を進めながら、平成28(2016)年度より飼育を中止し、公園の自然環境下でのホタルの自生状況の検証に取り組んでいます。

ホタル鑑賞会の時期の西河原公園の様子

■河川体験型環境教育事業（探してみよう！川の生きもの）の実施（環境政策課）
→5-1と関連

市民に豊かな茨木の自然を感じてもらい、自然環境や生物多様性に対する環境意識を高めてもらうため、安威川（桑ノ原橋上流）と大正川（天王小学校前）で河川体験型環境教育事業を行いました。

捕獲した魚や水生昆虫の同定を行うことで、身近な川に生息する生物について学びました。また、在来種と外来種を実際に見ながら話を聞くことで、外来種の生態系への影響について知る機会となりました。

桑ノ原橋上流での様子

■生きもの発見ガイドブックの作成（環境政策課）

平成27(2015)・28(2016)年度に実施した環境資源調査を基に、豊かな生態系が守られている指標となる対象種とその識別方法や、調査の際の注意点などをまとめたガイドブックを作成しました。今後、このガイドブックを用いながら補完調査を行っていく予定です。

■アライグマ・ヌートリアの被害対策（農とみどり推進課）

アライグマによる農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増、また、南米原産のネズミの仲間で、大きなオレンジ色の前歯が特徴のヌートリアによる農業被害の報告も出ています。ともに「特定外来生物」に指定されており、本市では、「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しました。

ヌートリア

市で貸出している箱わな

特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止されます。

クビアカツヤカミキリは幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

平成 24(2012)年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

なお茨木市では、発見されておりませんが、見かけましたら、環境政策課までご連絡ください。

(出典：環境省)

クビアカツヤカミキリ

・茨木市で発見されている特定外来生物について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/biodiversity/ikimono/gairai/38148.html

北部地域のプロジェクトについて（安威川ダム）

安威川ダムについては緑地の保全・回復等に努めた工事が進められており、ダム湖周辺整備では周辺の自然環境と調和の取れた整備を検討しています。

工事状況はダム本体の基礎掘削(岩盤まで表土を取り除く作業)が完了し、ダムの底に設置される監査廊整備等、本格的なダム堤体の盛り立てに向けた準備を進めています。

・安威川ダム事業の現状と経過について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/hokubuseibi/menu/aigawadam/dam_keikatogenjo.html

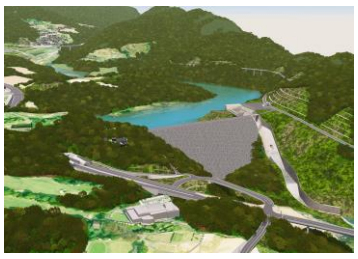

安威川ダム完成予想図

基本施策３　ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（１）省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】
・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「市民１人あたりの温室効果ガス年間排出量」（6-1）

部門別排出量など、詳細は別添茨木市地球温暖化対策実行計画進捗状況を参照してください。

参照しているデータの算出方法が変更になったため、平成23(2011)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。

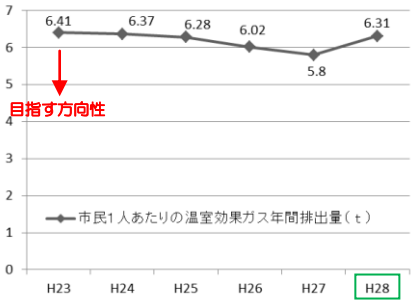

※基準年度は平成２（1990）年度

「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」（6-2）

環境フェアを農業祭と同日開催とし、農業祭会場からの集客にも力を入れたため、環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数が7,400人となりました。

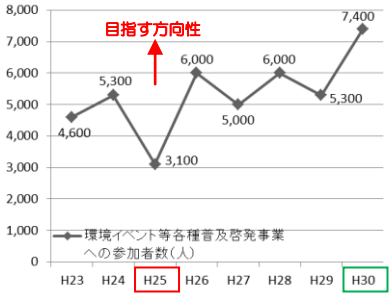

「プラットホームへの参加者数」

平成30(2018)年度はプラットホームを１回開催し、いばらき環境（エコ）ポイント制度やCOOL CHOICE CHALLENGEの拡充策について話し合いました。

※プラットホームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持込み情報交換や勉強会を行う場のことです。

※一般募集はしておりません。

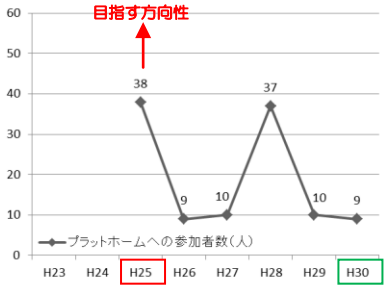

：基準年度　：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>）（環境政策課）→6-1と関連

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できる機器です。本市では6か月間貸出を行っています。

ええことカレンダーは家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を算出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私たちの生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。

ええことカレンダー（いばらき環境家計簿）

ええことカレンダーを環境啓発イベントで配布するほか、エコ川柳を募集するコンテストを実施し、優秀作品を次年度のええことカレンダーに掲載するなど、普及促進に努めています。また、ええことカレンダーの実施結果を提出された市民には、他の家庭がどのくらいの二酸化炭素を排出しているのかを比較できる結果報告を送付し、取組の振り返りと継続に役立てています。

※ええことカレンダーの実施状況は巻末別添の別13に記載されています。

■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進（環境政策課）

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成30(2018)年度の取り組み状況等は、巻末の別添をご参照ください。

■エコオフィスプランいばらき（第5版）の推進（環境政策課）

本市では、エコオフィスプラン（第5版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成25(2013)年度を基準として18%の削減目標を掲げています。平成30(2018)年度は、基準年度比では12.7%、前年度比では14.8%の増加となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では19.8%、前年度比では9.7%の低下となりました。

■環境啓発イベントの実施（環境政策課）→6-2と関連

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。平成30(2018)年度は、「「もったいない」からはじめるCOOL CHOICE　もっと、ずっと」をテーマに、11月17日・18日に、茨木市市民総合センター（クリエイトセンター）等にて実施しました。環境問題への関心が高い市民以外にも周知・啓発するため、同日開催されている農業祭参加者の誘導にも力を入れました。

いばらき環境フェア 2018

基本施策３　ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（２）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】
・化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「再生可能エネルギー導入件数」（7-1）

平成25（2013）年度以降、再生可能エネルギー導入件数は減少しています。これは、固定価格買取制度の買い取り価格が毎年下がっているためと考えられます。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。

※茨木市所管施設での導入状況は、資料編p50～51に記載しています。

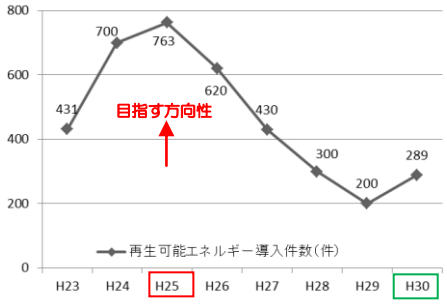

※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

※平成 30 年度からバイオエタノールプラントへの廃木材搬入をしていないため、把握できる数値がありません。搬入されていた廃木材は、ごみ処理の燃料となる石炭コークスとともに燃焼の副資材として活用されています。

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し（水道部総務課）→7-1と関連

平成28(2016)年度から再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設の一部を太陽光発電システムの設置場所として、公募により決定した民間事業者に有償貸出ししています。

平成30(2018)年度の合計発電量は203,843kWhでした。

■ＬＥＤ導入事業（総務課）（公園緑地課）（建設管理課）

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、平成24(2012)年度から年次的に庁舎へLED照明設備を導入しております。平成30(2018)年度も庁舎の一部にLED照明設備を導入予定でしたが、大阪北部地震で被害を受けた部分を優先して修繕したため、導入できませんでした。

また、元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。残りの比較的設置年度の新しい公園灯は、将来的にLED化への転換を図ります。

そのほか、街路灯1,296灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約86%になりました。2020年度末において、LEDへの転換率100%を目標に順次進めています。

■雨水貯留タンク（下水道施設課）

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。平成30(2018)年度は14件の実績がありました。

雨水貯留タンク

■雨水浸透ます（下水道施設課）

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流入することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。

雨水浸透ます

基本施策３　ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（３）低炭素な暮らしや事業活動の推進

【目指すまちのすがた】
- 再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- 公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の認定件数」

低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、平成30(2018)年までに45件の建築物を認定しています。

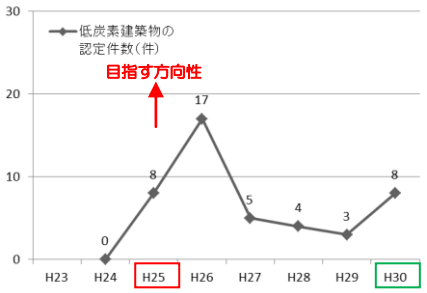

「鉄道利用者数・バス利用者数」(8-1)

鉄道利用者数・バス利用者数ともに昨年度から約2%増加しました。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。

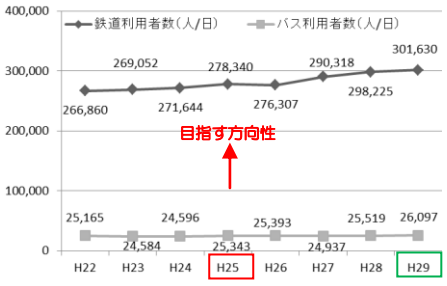

□：基準年度　□：最新年度

～二酸化炭素の排出削減のための工夫～

茨木市では、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制のため、オフィスにおける節電・省エネルギー対策を推進しています。

具体的には、ノー残業デー（水曜日）の継続、照明機器の間引き（LED照明除く）、昼休みの消灯徹底、パソコン画面の照度の低減及び不使用時の休止モードの徹底といった取組みを、年間を通じて行っています。

また、エネルギーの消費が増加する夏季（７月1日から9月30日）と冬季（12月1日から3月31日）については、温室効果ガスの排出抑制に向け一層の省エネルギー・節電に取り組んでいます。

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■エコドライブ研修の実施（環境政策課）

→8-1と関連

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化防止を図ることを目的してエコドライブ研修を実施しました。研修には市職員54人・市内事業者70人が参加し、自動車排気ガスによる環境への影響やエコドライブの実践方法について学びました。

研修の様子

■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進（環境政策課）

本市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めています。また、カーシェアリングについては、いばらき環境（エコ）ポイントの対象とすることで、利用の促進に努めています。

いばらき環境フェアでのエコカーの展示

■公用車へのエコカー率先導入（環境政策課）

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（平成31(2019)年3月現在）は、天然ガス車1台・ハイブリッド車10台・超低燃費車8台です。

※超低燃費車とは、平成22(2010)年度燃費基準＋25%達成車又は平成27(2015)年度燃費基準達成車よりも高い燃費性能を有する自動車のことです。

基本施策４　きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（１）減量化の推進

【目指すまちのすがた】
- 家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- 不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

「市民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量」（9-1）

平成29(2017)年度の市民１人１日あたりの家庭系ごみ排出量は475ｇでした。

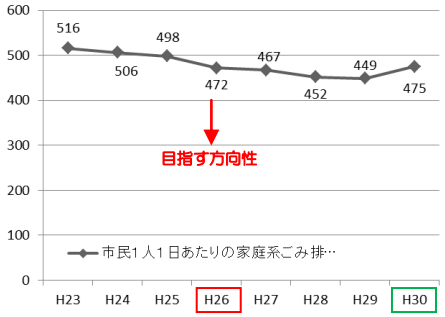

「事業系ごみ年間排出量」（9-2）

平成29(2017)年度の事業系ごみ排出量は44,834ｔ(前年度比1,512ｔ減)でした。これは、一部の多量排出事業者において特段の減量対策が講じられたためと考えられます。

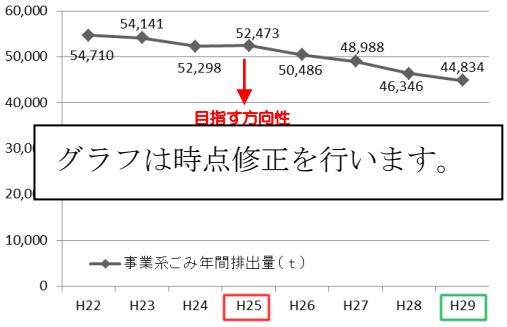

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■生ごみ処理容器購入費の補助（資源循環課）→9-1と関連

生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としないコンポスト容器及び電源を必要とする電気式の生ごみ処理機を購入・設置する市民に補助を行っています。平成30年度は、電源を必要としないコンポスト容器16基、電源を必要とする電気式の生ごみ処理機32基の補助を行いました。

※補助件数については資料編p52に記載しています。
・生ごみ処理容器等設置への補助金制度について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/hojokin.html

■ダンボールコンポスト講習会の実施（資源循環課）→9-1と関連

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、ダンボールコンポスト講習会を実施しました。平成30年度は小学生を対象として1回実施し、14組の市民に参加いただきました。講習会では、いばらき童子をデザインしたダンボールコンポストを配布し、講習会終了後は実際にご家庭で取り組んでいただきました。

※ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した堆肥化容器のことです。
・ダンボールコンポストについて
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/kateikeigomi/1456973145296.html

ダンボールコンポスト講習会の様子

■事業所訪問の実施（資源循環課）→9-2と関連

月３トン以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

平成30年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者77社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配布、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。

■廃棄物展開検査等の実施（環境事業課）

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容物をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰りを指示しています。

廃棄物展開検査の様子

基本施策４　きちんと分別で資源の循環をすすめる
取組方針（２）再資源化の推進

【目指すまちのすがた】
- 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ごみの資源化率が上昇しています。

【設定した環境指標の状況】

「資源化物収集量」（10-1）

平成30（2018）年度の資源物収集量は4,145ｔでした。資源化物の収集品目は、缶、ビン、ペットボトル、古紙、古布です。

※資源化物収集量の詳細は資料編p55に記載されています。

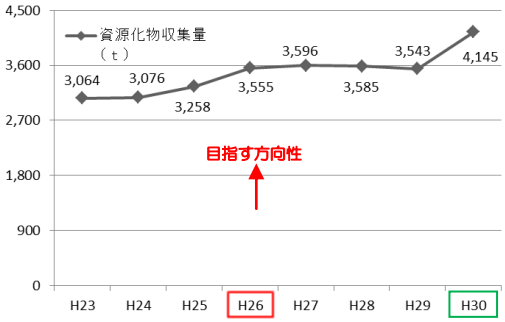

「集団回収量」

回収量は平成22年度から年々減少しています。（平成29年度から、より多くの団体に集団回収に取り組んでいただけるよう、集団回収報奨金の支給要件を緩和したため、団体数は平成29年度の426団体から平成30年度は432団体に増加）

※集団回収量の詳細は資料編p52に記載されています。

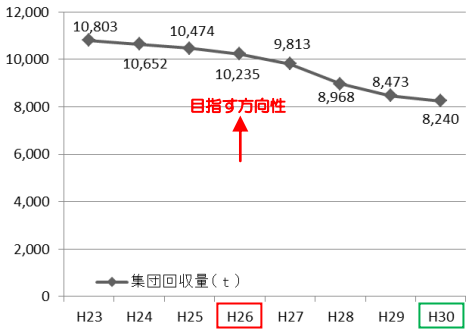

：基準年度　：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨ごみプリの運用（資源循環課）→10-1と関連

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を平成28(2016)年1月から配信しています。

出前講座受講者や転入者等多くの市民に向けてチラシを配布するなど、周知に努めた結果、累計ダウンロード数は17,000回を超えました（平成31(2019)年３月末日現在）。アプリ内のデータは、都度更新を実施し、最新の情報が閲覧できるようにしています。

また、「ごみの分け方「ごみの分け方と出し方リーフレット」の外国語版も閲覧できるようになりました。

・茨ごみプリについて
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/1452067340192.html

アプリのホームアイコン

「茨ごみプリ」周知チラシ

■出前講座の実施（資源循環課）→10-1と関連

小学校や自治会等でごみの分別や３Ｒをテーマとした出前講座を実施しました。ごみの分別や３Ｒを周知啓発することで、ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的としています。平成30年度は小学校19校で出前講座を実施しました。

■３Ｒキャンペーンの実施（資源循環課）→10-1と関連

市民に３Ｒの周知と意識の向上を図り、ごみの減量と再資源化を進めることを目的に、廃棄物減量等推進員と協力して10月の「３Ｒ推進月間」に啓発キャンペーンを実施しました。

３Ｒキャンペーンの様子

■ごみ減量化・再資源化の促進（事業者向け）（資源循環課）→10-1と関連

廃棄物管理責任者を対象とした研修会を開催し、事業系ごみの減量・再資源化のための啓発・提言を行いました。平成30年度は廃棄物管理責任者を対象として１回実施し、31事業所34名の参加がありました。

廃棄物管理責任者研修会の様子

■事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助の実施（資源循環課）→10-1と関連

事業所等における紙ごみ（OA用紙、ダンボール及び雑古紙など）の再資源化を促進し、事業活動に伴って排出される一般廃棄物の減量化を図ることを目的として、紙ごみ分別ボックスを購入し設置する市内の事業所を対象に、購入費の一部補助を行っています。

・事業所等紙ごみ分別ボックス購入への補助金制度について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/zigyoukeigomi/ibarakisijigyousyotoukamigomibunnbetubokkusukounyuujigyouhojyokinn.html

事業所等紙ごみ分別ボックス
購入事業補助制度チラシ

■小型家電・水銀使用製品の拠点回収を実施（資源循環課）

平成29年10月から、生涯学習センターと中条図書館に専用の回収ボックスを設置し、小型家電と水銀使用製品（蛍光管・電池等）の拠点回収を開始しましたが、市民の皆さまの利便性の向上により更なる回収量の増大を図るため、平成30年10月１日から回収拠点を新たに市内４箇所（庄栄・水尾図書館、福井・沢池多世代交流センター）に設け、平成31年１月４日には市役所にも回収ボックスを設置しました。

なお、回収場所への持参が難しい場合や投入口に入らない大きさのものは、小型家電宅配回収サービスを利用するか、もしくは品目ごとに従来の廃棄方法で処分しています。

回収された小型家電や水銀使用製品からは、有用金属等が回収され、リサイクルされます。

小型家電回収ボックス

水銀使用製品回収ボックス

・小型家電・水銀使用製品（蛍光管・電池等）の回収拠点について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/38697.html

～３Ｒ（スリーアール）とは～

「３Ｒ(スリーアール)」とはごみを減らすために大切な３つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、Reduce（発生抑制)、Reuse（再使用)、Recycle（資源再利用）の順番どおりに取り組むことが大切です。

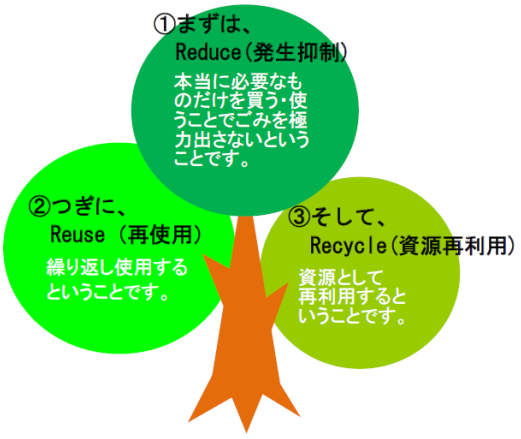

基本施策４　きちんと分別で資源の循環をすすめる
取組方針（３）適正処理の推進

【目指すまちのすがた】
- ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。
- 新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「市民１人あたりの収集経費」

平成29(2017)年度の収集経費は減少しました。これは、ごみ収集量の減少によるものと考えられます。

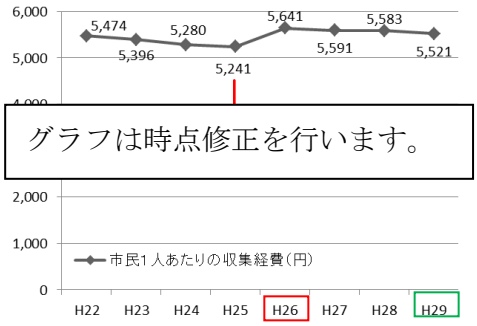

「市民１人あたりの処分経費」

平成29(2017)年度の処分経費は増加いたしました。これは、燃料負荷の増加によるものと考えられます。

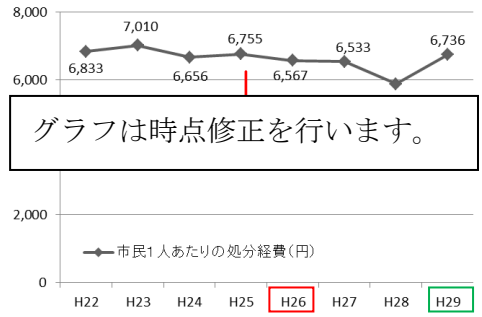

□：基準年度　□：最新年度

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■一般廃棄物処理基本計画の推進（資源循環課）

茨木市の一般廃棄物処理における、平成28年度から令和７年度の指針として、平成28年３月に現行の「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の目標値を設定しています。　基準年度である平成26年度からの変化に注目すると、平成30年度は家庭系ごみで0.7%増、事業系ごみは6.4%減、平成29年度と比較すると家庭系ごみで5.6%増、事業系ごみは5.4%増となりました。

平成30年度のごみ量の増加は、大阪北部地震等の災害により、廃棄物量が増加したためです。

・茨木市一般廃棄物処理計画について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/ibarkisiippannhaikibutu/kihongaiyo.html

一般廃棄物処理基本計画表紙

■資源物持ち去りパトロールの実施（資源循環課）

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）の持ち去り行為を禁止しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルールの徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。平成30年度は17回実施しました。

・ごみ集積場所からの持ち去り禁止について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/oshirase/shigenmochisari.html

資源物持ち去り禁止シート

資源物持ち去り禁止啓発看板

■スマイル収集（環境事業課）

ごみ収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行っています。

■ごみ処理施設の整備（資源循環課）

平成29年度に策定された循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定しました。令和22年度まで施設を使用することを目標に、施設の性能を長期的に維持していくための日常的・定期的に行う作業及び令和２年度から実施予定の基幹的設備改良工事について計画しました。

・廃棄物処理施設の整備について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/shigenjunkan/menu/sisetuseibi/shisetuseibi.html

～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残さの再資源化を図り、有効利用するため、昭和 55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量 100ｔ以上）を竣工しました。その後、平成７(1995)年度及び平成 10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の３炉（150ｔ／日×３炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。

環境衛生センター

ごみピット

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた４つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

平成30(2018)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、講師としてその支援をしていただける方を「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録しています。

平成30(2018)年度は、延べ253人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、身近な環境をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座」、北部の自然をテーマとした「自然と親しむ探検講座」を実施しました。

※環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数の推移につきましては、巻末別添の別11のグラフをご覧ください。

・ボランティアに登録されている方の実施している学習会のメニュー（環境学習メニュー）について
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/volunteer/1450658479982.html

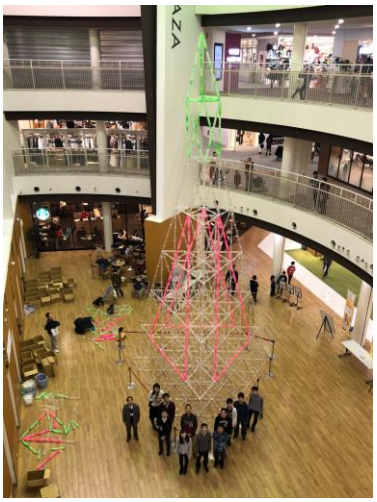

ペットボトル・トラス競技で巨大ツリーづくり

■小学校向け環境学習プログラムの活用

平成30(2018)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校16校から33プログラムの実施について依頼がありました。延べ2,333人の児童が　自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

また、小学校が長期休暇となる夏・冬・春には、小学生とその保護者を対象とした環境学習講座を6講座実施しました。

・小学生向け環境学習プログラムについて
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/volunteer/1450658642402.html

プールのヤゴ救出作戦

■こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成30(2018)年度は、本市に10クラブ、メンバー46人、サポーター23人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境に関する小学生の学習を促進することを目的に、４年生にはごみについて、５年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配布を行いました。この冊子は市ホームページでダウンロードすることができます。

・冊子「かんきょう」ダウンロードページ
https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/ssasikankyo.html

小学校４・５年生向け環境教育副読本

■環境市民講座の実施

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、環境市民講座を開催しました。平成30(2018)年度は、環境をテーマとした工作ショーを行いました。

環境市民講座の様子

■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき（第5版）」を推進するため、環境職員研修を実施しました。平成30(2018)年度は、「地球温暖化対策の現状と身近な省エネルギーの取組について」というテーマで、地球温暖化の現状についての知識を習得するとともに、職員が自らの行動につなげていけるようその対策について学びました。

環境職員研修の様子

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で２年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員２人にも参加していただいています。平成29(2017)年の委員名簿は右表のとおりです。

審議会は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成30(2018)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿（50音順）

平成31年３月21日現在

氏　　名	備　　考
石山　郁慧	NPO法人 nature works
岩渕　善美	平安女学院大学短期大学部教授
奥野　美鈴	茨木商工会議所
久米　辰雄	京都工芸繊維大学特任教授
玉井　昌宏	大阪産業大学教授
天保　好博	環境教育ボランティア
前迫　ゆり	大阪産業大学大学院教授
増田　悦子	市民委員
三上　雅弘	イオンモール茨木
三輪　信哉	大阪学院大学教授
武蔵野　實	大阪成蹊大学学長
山田　俊一	市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成30年10月29日（月）	茨木市福祉文化会館203号室	①いばらきの環境について（平成29年度年次報告書）
第二回	平成31年2月27日（水）	安威川ダム資料館	①茨木市北部地域の現状について

環境基本計画の進行管理

環境基本計画は、PDCAサイクル(Plan(計画) － Do(実施) － Check(点検・評価) －Action(改善))による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

平成30(2018)年度の取組状況を把握し、環境審議会に報告したところ、以下のとおり助言をいただきました。

■環境審議会による助言

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

令和元年○月○日

茨木市環境審議会

会長　三輪　信哉

■実施計画の施策評価（取組の評価について）

実施計画の施策評価とは、茨木市第5次総合計画に基づき策定した実施計画の取組の進捗を管理するために実施しているものです。評価にあたっては、毎年度実施する市内部における評価に加え、学識経験者による外部評価を隔年で実施しています。

施　　策	取　　組	取組の評価（参考指標）	総合評価	ページ番号
いごこちの良い生活環境をたもつ	健康に過ごすことができる生活環境の保全			6・7・8
	新たな環境課題への対応			9
	快適環境の保全			10・11
バランスのとれた自然環境をつくる	都市とみどりの共存			12・13
	自然資源の利用の推進			14・15
	生物多様性の保全			16・17
ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	省エネルギーの実践及び普及啓発			19・20
	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進			21・22
	低炭素な暮らしや事業活動の推進			23・24
きちんと分別で資源の循環をすすめる	減量化の推進			25・26
	再資源化の推進			27・28・29
	適正処理の推進			30・31

参考指標を設定している項目について、取組の評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	すべての参考指標が目標値に向けて順調に推移している。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っているが、目標値の達成は可能である。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っており、目標値の達成が困難である。
	すべての参考指標の推移が目標水準を下回っているなど、多くの目標値の達成が困難である。

総合評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	施策の方向性に沿って順調に進行している。
	施策の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
	施策の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。
	施策の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

※茨木市総合計画の実施計画を評価したものであり、この評価が直接的に環境基本計画に反映されるものではありません。

茨木市環境基本条例

平成15年３月31日
条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

（目　的）

第１条　この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

（定　義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第３条　環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

２　環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

３　環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

４　環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

５　地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

２　市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

２　事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

３　前２項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第６条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

２　前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（施策の基本方針）

第７条　環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。

(2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。

(3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。

(4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。

(5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

（環境基本計画）

第８条　市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

４　環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かなければならない。

５　環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第９条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（年次報告）

第10条　市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

（環境影響評価）

第11条　市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

２　市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

（規制の措置）

第12条　市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

（資源の循環的利用等の促進）

第13条　市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

（公共施設の整備等）

第14条　市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

２　市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（監視体制の整備）

第15条　市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

（推進体制の整備）

第16条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

（自主的活動の支援）

第17条　市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

（環境教育、環境学習の推進）

第18条　市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

（情報の収集及び提供）

第19条　市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的な活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

（市民等の参加）

第20条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（苦情の処理）

第21条　市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るように努めるものとする。

（財政上の措置）

第22条　市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

（地球環境の保全等）

第23条　市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

２　市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

（環境審議会）

第24条　環境基本法（平成５年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

３　審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

４　審議会は、委員12人以内で組織する。

５　委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

６　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。

７　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則（抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成15年４月１日から施行する。

環境に関する主な支援制度一覧

平成元年７月時点
※事業所対象の支援制度を除く

いごこちの良い生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

名称	内容	頁
水洗便所改造に係る 貸付金・助成金 （下水道総務課）	くみ取り便所等から水洗便所に改造される際に、必要な資金の貸付や助成を行っています。	7
吹付けアスベスト調査補助 （審査指導課）	吹付けアスベストが施工されているおそれのある民間の建築物を対象に、吹付け材のアスベスト含有調査費用を補助します。	―

取組方針（3）快適環境の保全

飼い猫等の避妊･ 去勢手術の補助 （市民生活相談課）	野良猫を増やさないため、飼い猫・所有者不明猫を問わずに避妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。	11
ごみステーションの 防鳥ネットの貸出 （環境事業課）	鳥獣によるごみの散乱を防止するため、ごみステーションを利用している取扱責任者（自治会長等）に貸出します。	11
美化活動ベストの貸与 （市民協働推進課）	公共的な場の美化活動を定期的に実施している市内在住・在勤・在学者、または、５人以上で組織された団体を対象に貸出します。	―
清掃用具購入補助 （市民協働推進課）	自治会を対象に、清掃用具購入費用を補助します。（年１回までの申請可） ※簡易な用具の購入に限ります。	―

バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針（1）都市とみどりの共存

	内容	頁
花と緑の街角づくり 推進事業 （農とみどり推進課）	公園や公共空閑地、道路面した民有地等において、草花の育成活動を行う、自治会や草花同好会等の団体を対象に、草花の支給や、フラワーポットを貸し出します。	12

民有地緑化助成 （農とみどり推進課）	住宅等への生垣緑化・壁面緑化・道路沿いでの高木植栽の際に、費用の一部を助成します。	13
みどりのカーテン推進 （環境政策課）	窓の外につる性の植物を育てて作る自然のカーテンをみどりのカーテンといいます。観察記録をつけていただく市民モニターを毎年 4 月に募集し、苗を配布します。	4
緑の相談 （農とみどり推進課）	花・植木の育て方や果樹・野菜の作り方など、緑に関する相談に、専門知識を持つ相談員がお答えします。	―

取組方針（3）生物多様性の保全

アライグマ・ヌートリア捕獲器の貸出 （農とみどり推進課）	特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる生活環境被害、農業被害を防止するために、希望者に箱わなを貸し出します。	17

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

名称	内容	頁
雨水貯留タンクの設置に係る補助 （下水道施設課）	花・木の水やりに利用できる雨水を貯められる雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します。	22
住宅用太陽光発電システム等設置補助 （環境政策課）	住宅に太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）・太陽熱利用システム・蓄電池を設置した市民に、設置費の一部を補助します。	―
住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税額の減額 （資産税課）	外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修を行い、一定の基準を満たした場合、改修工事翌年度分の固定資産税額（120 ㎡相当部分）を減額します。	―
再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例 （資産税課）	一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備は課税標準の特例の対象となり、固定資産税額（償却資産）を軽減します。	―

きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針（1）減量化の推進

名称	内容	頁
生ごみ処理容器購入費の補助 （資源循環課）	コンポスト容器及び電気式の生ごみ処理機を購入する市民に、購入額の一部を補助します。	26

取組方針（2）再資源化の推進

再生資源集団回収報奨金制度 （資源循環課）	集団回収を実施する市内の住民団体等に、回収量に応じた額を報奨金として支給します。	27
茨ごみプリの配信 （資源循環課）	ごみの収集日や分別について調べることができる、スマートフォン向け無料アプリを配信しています。	28

取組方針（3）適正処理の推進

資源物の持ち去り対策 （資源循環課）	集積場所に設置する啓発看板、啓発シートを希望者に配布します。	31
スマイル収集 （環境事業課）	ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対し、決まった曜日に戸別で回収します。	31

環境意識・環境教育・環境行動

名称	内容	頁
茨木市環境教育 ボランティアの派遣 （環境政策課）	様々な環境の分野の専門の知識や経験を持ったボランティアを紹介し、環境学習の講師として派遣します。	32
エコポイント制度 （環境政策課）	市が指定した環境にいい行動（対象の行動は市広報誌などに掲載）をするとポイントがたまり、抽選で豪華景品が当たります。	5